年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

長野国民年金 事案 780 (事案 388 及び 581 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで

② 昭和60年4月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、全て夫が夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間①及び②について、夫の分が納付済みであるにもかかわらず、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

申立期間①については、今回新たに、昭和 50 年4月に社会保険事務所 (当時)と役場の職員が自宅に来て昭和 48 年度及び 49 年度の国民年金保 険料を納付する約束をした旨が記載されたメモ並びに同期間の保険料を納 付した旨が記載されたメモを発見した。

申立期間②については、当時の経済状況を訂正不要の主な理由としているが、支払能力に問題はなかったことの証拠として、今回新たに預金通帳の写しを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i)申立人は、昭和48年3月の結婚後間もなく国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、50年2月又は同年3月頃にA町(現在は、B市)において加入手続を行ったことが確認できるとともに、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii)申立人の保険料を納付していたとするその夫は、納付方法等の記憶が曖昧である上、その主張を変遷させており、申立内容が明確でないこと、iii)申立人は、申立期間①以外にも未納期間が多い上、申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料は無いこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i)申立人は、

「夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているが、夫婦共に申立期間②の前が納付免除、後が未納となっている上、納付済みとなっている申立人の夫の納付日が納期限に近いことなど、当時の申立人の経済状況を考えると、申立人の申立期間②の保険料までは納付できなかった可能性を否定できないこと、ii)申立人の保険料を納付していたとするその夫は、納付金額の記憶が無い上、申立人が申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間①については、保険料納付を示す資料として新たに昭和 44 年 1 月 27 日付けの国民年金保険料現金領収証書を提出したが、同領収証書は申立人の夫のものである上、申立期間①に係るものでもなく、申立期間②については、夫の同期間の納付が納期限に近いことや、前後の期間が納付免除又は未納であることなどは切り離して判断してほしいと主張したが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、前回の決定後に申立人から提出された新たな資料を見ると、申立期間①については、申立人の夫の「昭和 50 年度国民年金保険料領収書」の裏面に、「昭和 50 年4月 12 日に申立人宅に社会保険事務所と役場の職員の訪問があり、48 年度及び 49 年度の保険料を納付するよう勧められ、50 年5月から納付する約束をした」旨が記載されていることが確認できるとともに、申立人の夫の国民年金手帳には、「48 年度及び 49 年度について、申立人及びその夫の二人分の保険料が納付済みである」旨が記載されていることが確認でき、また、申立期間②については、申立人の夫の預金通帳の残高の状況等により、同期間の同人の保険料を納付している 61 年3月及び同年4月当時において、「申立人の保険料までは納付できなかった可能性を否定できない」とするまでの経済状況ではなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年5月まで

- ② 昭和49年8月から同年9月まで
- ③ 昭和50年10月から51年7月まで
- ④ 昭和62年7月から平成2年9月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までについて、給与額が年金事務所に記録されている標準報酬月額よりも高かったので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、15 万円とされていることが確認できる。

しかし、B基金の加入員記録原簿では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、20万円とされていることが確認できる。

また、当該事業所は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式のものを使用していた。」と回答している。

さらに、C年金事務所は、「関係資料が保管されていないため、詳細は不明であるが、当方が誤った処理を行った可能性がある。」と回答しており、申立期間当時、社会保険事務所が申立人の当該期間に係る標準報酬月額を誤って記録したことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た当該期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額(20万円)であったことが認められる。

2 申立期間①、③及び④については、申立人は、「給与額が減少することはなかったので、標準報酬月額が引き下げられた期間があるのはおかしい。」と主張しているが、複数の元同僚は、「事業所の業績が低下した時期があり、そのような時には、給与に含まれる手当が減額されたり、残業代が減少したりした。会社の社会保険事務及び経理事務は適正に行われていたと思う。」と証言しており、オンライン記録によると、複数の元同僚についても、申立人と同時期において、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額の引下げが、申立人の記録に限った不自然な状況であることはうかがえない。

また、当該事業所がB基金に加入した後の申立期間③及び④については、 上記の被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額は、厚生年金 基金の加入員記録原簿における標準報酬月額と一致していることが確認で きる。

さらに、事業主は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等) を既に廃棄していると回答しており、申立人の当該期間に係る給与額及び保 険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間①、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成14年11月から15年8月までは30万円、同年9月から16年1月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月から16年1月まで

② 平成17年5月31日から同年6月1日まで

申立期間①については、B社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。遡って記録が訂正されたことについては何も知らなかったので、申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

申立期間②については、関連会社のA社(現在は、C社)からD社に異動し、期間を空けること無く勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立期間に係る申立 人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成 14 年 11 月から 15 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 16 年 1 月までは 32 万円と記録されていた ところ、15 年 10 月 9 日付けで、14 年 11 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に 引き下げられ、資格喪失日(16 年 2 月 2 日)まで同額で継続していること が確認できる。

また、オンライン記録によると、B社における元同僚 39 名の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成 15 年 10 月 9 日付けで、14 年 11 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所において社会保険事務を担当していた元取締役は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するために、遡って申立人の標準報酬月額を引き下げた。標準報酬月額を引き下げることについて、申立人は何も知らなかったはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成15年10月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14年11月から15年8月までは30万円、同年9月から16年1月までは32万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書、E市から提出された平成18年度給与支払報告書(平成17年所得対象)及び雇用保険の記録により、申立人が、A社及び関連会社に継続して勤務し(17年6月1日にA社からD社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された 給与明細書に記載された厚生年金保険料額から、30万円とすることが妥当 である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成17年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

学校卒業後の昭和20年4月から終戦後しばらくするまで、AにあったB社のC工場に勤務した。加入期間照会したところ、社会保険事務所(当時)の記録では脱退手当金を支給したことになっているが、当時はそのような制度は知らず、手続もしていないし受け取ってもいないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給決定は、申立人がB社C工場での厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和20年10月1日)の約2か月半後の同年12月13日に行われている。

しかし、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ日に資格喪失し、同様の短期脱退手当金の受給資格を満たしている女性 47名(申立人を除く。)について、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は3名のみであることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、「昭和20年8月の終戦に伴い、当該事業所は突然休業したため、厚生年金保険の被保険者資格喪失時は実家に戻り農業を手伝った。当時は脱退手当金制度の存在を知る由もなく、請求手続を行うはずもない。」と主張しているところ、申立人は、当時14歳で脱退手当金の制度を知る由もないとする点に不自然さがない上、申立人と同じ日に資格喪失し、事情聴取できた4名の元同僚は、「終戦直後に当該事業所は突然休業し、脱退手当金の説明がなかった。」と証言していることを踏まえると、申立人の申立内

容は信憑性が高いものと認められ、申立人が自ら脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

さらに、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)における申立人の生年月日が誤って記載されており、その後も修正された形跡が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

長野国民年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年4月から 11 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年7月まで

平成10年4月に夫が常用からパートになってから1か月ぐらいたった頃に、社会保険事務所(当時)の職員らしき女性が自宅に来て、「扶養から外れたので国民年金に入っていただきたい。」と言われたので、国民年金保険料をその場で1回納付するとともに、その後に届いた納付書により郵便局で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成10年4月に夫が常用からパートになってから1か月ぐらいたった頃に、社会保険事務所の職員らしき女性が自宅に来て、『扶養から外れたので国民年金に入っていただきたい。』と言われた。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる、申立人の10年4月1日付けの国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更処理は、申立人が60歳に到達した約1か月後の12年*月*日に行われていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は上述の国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更処理(平成12年*月*日)後、13年3月26日に、12年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度納付するとともに、13年9月27日に、この時点で遡って納付することが可能な限度である11年8月の保険料を過年度納付し、その後も5回にわたって過年度納付していることが確認できるが、初めに過年度納付した13年9月の時点において、申立期間の保険料については、時効により納付することができない。

さらに、本事案は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降を申立期

間とする事案であるが、基礎年金番号導入後については、機械的なデータチェックにより、記録漏れ、記録誤り、別人データの混入等は考え難い上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から63年2月まで

昭和58年5月の夫の厚生年金保険脱退に伴い、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料についても、夫が夫婦二人分を一緒に納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間について、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、「私は手続した記憶が無いので、夫が夫婦二人分の手続を行ったのだと思う。」としているが、その夫にも具体的な記憶が無い上、特殊台帳(マイクロフィルム)を見ると、その夫の台帳には、昭和57年2月22日の厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格喪失の後、58年5月22日に、厚生年金保険脱退による国民年金被保険者資格再取得の記載が確認できる一方、申立人の台帳では、57年2月22日の国民年金被保険者資格喪失後の記載が確認できない。

また、オンライン記録により、申立人に係る申立期間後の昭和63年3月から国民年金第3号被保険者に該当した旨の処理が、平成5年1月8日に行われていることが確認できることから、申立人の申立期間については、当該処理の際に、遡って国民年金被保険者資格を取得したものであり、それまでは未加入であったことが考えられる上、この時点において、申立期間の国民年金保険料については、既に時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「夫が夫婦二人分を一緒に納付していた。」と主張しており、その夫も、「妻の分を納めないで自分の分だけ納めるわけがない。」と主張しているが、市の保管する「国民年金保険料納付書送付依頼書」により、昭和58年7月26日付けで、

その夫のみ、保険料の口座振替を依頼していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月20日から44年4月20日まで

② 昭和45年4月21日から46年8月21日まで

私は、A社とB社に夫と一緒に入社し、同じように勤務していたが、私も夫も、私の脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書には、申立人が申立期間に勤務した事業所の名称(A社及びB社)、所在地及び勤務期間が記載されている上、申立人の署名なつ印が確認できることから、当該脱退手当金は、申立人の意思に基づいて請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として、その主張する標準報酬月額に基づく掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年8月1日まで 年金記録を確認したところ、A農業協同組合(現在は、B農業協同組合) に勤務していた申立期間における標準報酬月額が申立期間前後の標準報酬 月額と比べて低い額で記録されている。

当時は毎年給与が上がっており、下がることは無かったと記憶している。 給与明細書は保管していないが、B農業協同組合C支所が保管していた自 分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B農業協同組合C支所が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える額の給与を支給されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされているところ、B農業協同組合C支所が保管する当該賃金台帳に記載された申立人の申立期間に係る農林漁業団体共済組合の掛金控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年1月1日まで 平成12年12月1日にA社(現在は、B社)に入社したにもかかわらず、 申立期間において厚生年金保険の記録が空白となっている。

雇用保険の資格取得日は、平成12年12月1日になっている上、申立期間の給与が、13年1月10日に銀行口座に振り込まれているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された「登録社員照会」によると、申立人は 申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該「登録社員照会(給与情報)」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成13年1月1日とされており、オンライン記録の取得日と一致していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された「給与計算結果照会」によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所の採用担当者は、「当社では、社員が派遣先の仕事に適しているかどうか確認する必要があるので、その適性を見た上で入社から1か月あるいは2か月後に厚生年金保険に加入させる場合があり、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は、必ずしも一致しない。」と証言しているところ、当該事業所においては、申立人と同様に雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致しない同僚が複数確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年12月まで

A社に昭和42年11月から43年12月まで勤務したが、この間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる ものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、オンライン記録により、上記元同僚のうち1名及び申立人が提出した 写真に写っている元同僚1名は、申立期間について、当該事業所における厚生 年金保険の被保険者記録が確認できないことから、当時の当該事業所では、全 ての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかっ た状況がうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後における健康保険の整理番号は、連番で欠番が無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できるとともに、申立人は、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、当時の事業主も既に死亡しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)の保存が無い上、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月25日から28年11月1日まで

② 昭和29年10月14日から30年1月4日まで

③ 昭和32年10月12日から34年8月4日まで

ねんきん特別便を見たところ、A社に勤務していた期間で厚生年金保険の記録が抜けている期間がある。申立期間当時、同社に継続して勤務し、一貫して加工組立の仕事をしていたので、記録が抜けているのは納得できない。当時の資料もなく、同僚も不明だが、当然保険料は引かれていたと思うので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間においてA社に勤務した元同僚 38 名に 聴取したところ、このうち1名が「はっきりした根拠はないが、申立人が昭 和 26 年 6 月ごろに勤務していたように思う。」と証言しているものの、その 他の元同僚からは、申立人が当該期間に継続勤務したとする証言は得られな い。

また、当該期間に勤務した元同僚から提出された昭和28年秋及び29年春に行われた当該事業所の慰安会で撮影された集合写真に申立人が写っているものの、申立期間内の26年春、同年秋、27年春、同年秋及び28年春の慰安会で撮影された写真では申立人を確認できない。

さらに、申立人と同様に、当該期間と重なる期間において厚生年金保険の 被保険者期間に欠落が見られる者が 12 名確認できるところ、元同僚は「当 時は当該事業所を一度退職して、再び戻ってきて働く者が珍しくなかった。」 と証言している。

2 申立期間②については、申立人と同じ昭和29年10月14日に63名の従業 員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚の証言及び 衆議院労働委員会の議事録により、当時、A社において労働争議が発生し、 希望退職の募集及び人員整理が行われた結果、その対象者が同日に被保険者 資格を喪失していることが推認できる。

また、申立人と同日に被保険者資格を喪失した元同僚 10 名及び当該期間 に在籍した元同僚 12 名に聴取したものの、申立人が当該期間に継続勤務し たとする証言は得られない。

さらに、昭和29年10月14日に被保険者資格を喪失した63名のうち、12名が再び当該事業所で被保険者資格を取得しており、当時の同僚は、「会社は労働争議に直接関与していなかった従業員を再雇用したので、何名も戻ってきた。」、「申立人も労働争議に巻き込まれて解雇されたが、戻ってきたのではないか。」と証言している。

3 申立期間③については、当該期間において勤務した元同僚 54 名に聴取しても、申立人が当該期間に継続勤務したとする証言は得られない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和34年8月2日にA社における被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該資格取得日は、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得日(同年8月4日)とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、当該期間と重なる期間において厚生年金保険の被保険者期間に欠落が見られる者が 18 名確認できる上、当時の事務担当者は、「当時の会社は給与の遅配が慢性的に発生し、とても社員全員を厚生年金保険に加入させていたとは思えない。」と証言している。

4 このほか、当該事業所は既に倒産し、事業主及び当時の事務責任者は他界 しており、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険 料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たら ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年6月21日まで 年金記録では昭和18年から加入となっているが、10年ぐらい前に本人が 作成した自筆メモに、「昭和16年徴兵検査、17年6月徴用召集、勤務先A 社」とある。このメモのとおり、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、高齢である申立人に代わり、年金記録 の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が作成した自筆メモには、「昭和16年に徴兵検査(結果は第3乙種)、 17年6月徴用召集、勤務先はA社B工場」と記載されているが、A社B製作 所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿、申立人の厚生年金保険被保険者台 帳(旧台帳)、及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人 の資格取得日は、いずれも18年6月21日と記録されている。

また、申立人は高齢のため、上記「自筆メモ」の内容について確認することができないところ、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同日である元同僚 15 人は、「徴用は昭和 18 年と記憶している。」、「自分の年金記録は正しい。」、「18 年に徴用されるまで、別の会社に勤務していた。」などとしており、いずれも徴用召集が 18 年であったと述べている。

さらに、当該事業所は、既に解散しており、上記の複数の元同僚に聴取して も、申立人に係る申立期間の勤務実態について証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。